

東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年6月3日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例

東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、東村山市新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本案を提出するものであります。

東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、東村山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 東村山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 東村山市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 東村山市新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 前3項に規定する職員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

(部)

第3条 本部に部を置く。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部長は部の事務を掌理する。

(会議)

第4条 本部長は、新型インフルエンザ等の対策に関し、重要事項の審議並びに情報交換及び連絡調整を行うため、必要に応じ、本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他東村山市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年東村山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において使用する用語の例による。

（本部長）

第3条 東村山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

（副本部長）

第4条 東村山市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

（本部員）

第5条 東村山市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、経営政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、資源循環部長、都市環境部長、教育部長及び東村山消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、東村山市（以下「市」という。）の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部内の連絡調整を図るため、東村山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部に属する本部の職員のうちから当該部の部長が指名する。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げるもの（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者又は管理者（指定地方行政機関等の長、代表者又は管理者が指定する者を含む。）に対し、当該指定地方行政機関等の職員の本部への派遣その他の本部の事務への協力を求めることができる。

(1) 指定地方行政機関

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関

(3) 東京都及び他区市町村

2 前項第1号及び第2号に掲げる指定地方行政機関等への職員の派遣要請は、東京都知事を経由して行うものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

3 本部長は、本部派遣員（前項の規定により本部への派遣その他の本部の事務への協力を行う指定地方行政機関等の職員をいう。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(部)

第8条 部の名称、部長に充てる職及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関して必要な事項は、部長が別に定める。

(本部会議の構成)

第9条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 本部員

(本部会議の審議事項)

第10条 本部は、本部会議において、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 発生段階に応じた市の対応方針に関する事。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関する事。
- (3) 広報及び相談体制に関する事。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関する事。
- (5) 医療の提供体制に関する事。
- (6) 予防接種の実施に関する事。
- (7) 物資の確保に関する事。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関する事。
- (9) 東京都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関する事。
- (10) 新型インフルエンザ等の対策に係る措置に要する経費の処理方法に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関する事。

(本部連絡員調整会議)

第11条 本部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集することができる。

(職務権限)

第12条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第8条）

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
経営政策部	経営政策部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道機関への連絡及び放送要請に関すること。</li> <li>(2) 広報及び広聴に関すること。</li> <li>(3) 写真等による情報の収集及び記録に関すること。</li> <li>(4) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。</li> <li>(5) 支払資金の把握及び確保に関すること。</li> <li>(6) 基幹システムの維持に関すること。</li> <li>(7) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> <li>(8) その他特命に関すること。</li> </ul>
総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本庁舎の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 本庁舎の入庁管理に関すること。</li> <li>(3) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。</li> <li>(4) 車両の調達に関すること。</li> <li>(5) 職員の感染予防等に関すること。</li> <li>(6) 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。</li> <li>(7) 職員の動員及び給与に関すること。</li> <li>(8) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ul>
市民部	市民部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 社会活動及び事業活動に関する情報等の収集及び提供に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 市民生活の安全・安心に関すること。</li> <li>(4) 水防活動の維持に関すること。</li> <li>(5) 遺体の埋葬及び火葬の許可証に関すること。</li> <li>(6) 小企業及び農業団体等との調整に関すること。</li> <li>(7) 外国籍市民関係団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>(8) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</li> </ul>
健康福祉部	健康福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部に関すること。</li> <li>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 情報等の収集及び提供に関すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>(4) 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。</li> <li>(5) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。</li> <li>(6) 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関すること。</li> <li>(7) 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること。</li> <li>(8) 感染予防策の広報に関すること。</li> <li>(9) 市民、医療機関等からの相談に関すること。</li> <li>(10) 予防接種の実施及び連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>(11) 医薬品等の物資の確保に関すること。</li> <li>(12) 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。</li> <li>(13) 高齢者及び障害者等の支援に関すること。</li> <li>(14) 家畜伝染病のまん延防止に関すること。</li> </ul>



		<p>(15) 遺体の取扱いに関する事。</p> <p>(16) その他保健衛生及び医薬に関する事並びに新型インフルエンザ等の対策の連絡調整に関する事。</p>
子ども家庭部	子ども家庭部長	<p>(1) 児童福祉施設及び幼児教育施設における感染予防等に関する事。</p> <p>(2) 児童福祉施設及び幼児教育施設との連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 子どもの予防接種に係る連絡調整に関する事。</p> <p>(4) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</p>
資源循環部	資源循環部長	<p>(1) 資源物及びごみの排出に関する事。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</p>
都市環境部	都市環境部長	<p>(1) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関する事。</p> <p>(2) 道路、河川及び公園の維持管理に関する事。</p> <p>(3) 下水道機能の維持に関する事。</p> <p>(4) 野生鳥獣の監視に関する事。</p> <p>(5) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。</p>
教育部	教育部長	<p>(1) 教育施設における感染予防等に関する事。</p> <p>(2) 教育施設との連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 東京都教育庁との連携に関する事。</p> <p>(4) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関する事。</p> <p>(5) 新型インフルエンザ等の発生時における他</p>

		部の応援に関すること。
出納部	会計管理者	(1) 新型インフルエンザ等の対策等に必要 な現金及び物品の出納及び保管に 関すること。 (2) 新型インフルエンザ等の発生時 における他部の応援に関すること。
協力部	議会事務局 長	(1) 新型インフルエンザ等の発生時 における他部の応援に関すること。